

地方独立行政法人山口県産業技術センターの 業務の実績に関する評価の実施要領（案）

第1 趣旨

地方独立行政法人法第28条及び第30条の規定に基づいて山口県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う地方独立行政法人山口県産業技術センター（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価を適切に行うため、評価の実施に関し必要な事項を定める。

第2 評価委員会が行う評価の目的

評価委員会が行う評価は、法人の業務運営の自主的、継続的な見直し、改善を促し、もって、法人が行う業務の質の向上、運営の効率化、透明性の確保等に資することを目的として行う。

第3 評価の種類等

評価委員会が実施する評価の種類、対象、趣旨、実施時期は、次表のとおりとする。

| 種類 | 対象 | 趣旨 | 実施時期 |
|------------|---------------------------|------------------------|----------------------|
| 事業年度評価 | 各事業年度における中期計画の進捗状況 | 中期目標の達成に向けた中期計画の進捗度の点検 | 当該事業年度の終了後概ね5月以内 |
| 中期目標期間先行評価 | 当期中期目標の期間における中期目標の達成見込み状況 | 中期目標の達成見込み・未達成見込みの確認 | 当該中期目標の第3年度終了後概ね5月以内 |
| 中期目標期間評価 | 当期中期目標の期間における中期目標の達成状況 | 中期目標の達成・未達成の確認 | 当該中期目標の期間の終了後概ね5月以内 |

第4 評価の方法

(1) 評価の手法

評価は、その目的を効果的、効率的に達成するため、法人の自己評価の結果を活用する間接評価の手法により行う。

(2) 評価項目

評価項目は、次の各号に掲げる評価の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- ① 事業年度評価 別表第1
- ② 中期目標期間（先行）評価 別表第2

(3) 評価基準及びその判断の目安

評価基準及びその判断の目安は、次の各号に掲げる評価の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- ① 事業年度評価 別表第3
- ② 中期目標期間（先行）評価 別表第4

(4) 評価の手順

評価の手順は次のとおりとする。

① 法人の自己評価の実施、業務実績報告書の提出

法人は、この要領に定める評価の方法に基づき自己評価を行い、次の各号に掲げる評価の種類に応じ、当該各号に定める様式によりその結果を業務実績報告書として取りまとめ、評価の実施時期が属する年度の6月30日までに評価委員会に提出する。

- ア 事業年度評価 別記様式第1号
- イ 中期目標期間（先行）評価 別記様式第2号

② 評価委員会による検証

評価委員会は、法人から提出された書類の審査、法人関係者からのヒアリング等に基づき、法人の自己評価結果の妥当性を検証する。

なお、評価委員会が法人に対し追加資料の提出を依頼する場合は、どの項目の判断材料として、どのような趣旨で必要なかを明らかにし、かつ、評価に必要不可欠なものに限定して行うものとする。

③ 評価書原案の作成、法人への提示

評価委員会は、検証結果に基づいて、次の各号に掲げる評価の種類に応じ、当該各号に定める様式により、評価書の原案を作成し、法人に提示する。

- ア 事業年度評価 別記様式第3号
- イ 中期目標期間（先行）評価 別記様式第4号

④ 評価書原案に対する法人の意見の申出

法人は、評価書原案に対して意見がある場合、書面により評価委員会に申し出る。

⑤ 評価書の確定

法人から意見の申し出があったときは、評価委員会は、法人関係者の説明を受けて、当該意見の適否を審議し、必要に応じ評価書原案に修正を加え、評価書を確定させる。

法人から意見の申し出がなかったときは、評価書原案は、評価書として確定する。

第5 評価結果の取扱い等

(1) 評価結果の通知、報告、公表

評価委員会は、評価書を確定したときは、すみやかに当該評価書を法人及び知事に送付するとともに、山口県のホームページに掲載する。

(2) 評価結果の活用

評価委員会は、評価実施の際、従前の評価結果の法人の業務運営への活用状況を確認する。

(3) 個人情報の取扱い

評価の実施に当たっては、山口県情報公開条例、山口県個人情報保護条例の規定を踏まえ、企業や個人に関する情報その他の情報の取扱いに留意する。

第6 会議の公開

評価に係る評価委員会の会議は公開とし、会議資料及び審議要旨を山口県のホームページに掲載する。

第7 評価の方法の継続的な見直し

この要領に定める評価の方法については、評価の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

附 則

この実施要領は、平成 年 月 日から施行し、地方独立行政法人山口県産業技術センターの平成21年度における業務の実績に係る評価から適用する。

別表第1 事業年度評価における評価項目（要領第4－（2）－①関係）

| 区 分 | 評 価 項 目 |
|-----------|--|
| 小(細)項目別評価 | 小(細)項目に記載されている事項ごとの年度計画の達成状況 |
| 大(中)項目別評価 | 次の4つの大項目及びその大項目を構成する中項目ごとの中期計画の進捗状況 1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2 業務運営の改善及び効率化に関する事項 3 財務内容の改善に関する事項 4 その他業務運営に関する重要事項 |
| 全体評価 | 中期計画全体の進捗状況 |

備考

- 1 事業年度評価は、小(細)項目別評価の結果を基に、大(中)項目別評価、全体評価を順次導くことを基本とする。
- 2 中期計画5から8に係る項目（予算、短期借入金、財産処分、剰余金）に係る年度計画の実績については、「財務内容の改善に関する事項」に係る中期計画の進捗状況等を評定する際の参考資料とし、小(細)項目別評価における評価項目としない。

別表第2 中期目標期間評価における評価項目（要領第4－（2）－②関係）

| 区 分 | 評 価 項 目 |
|-----------|--|
| 小(細)項目別評価 | 小(細)項目に記載されている事項ごとの中期計画の達成状況 |
| 大(中)項目別評価 | 次の4つの大項目及びその大項目を構成する中項目ごとの中期目標の達成状況 1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2 業務運営の改善及び効率化に関する事項 3 財務内容の改善に関する事項 4 その他業務運営に関する重要事項 |
| 全体評価 | 中期目標全体の達成状況 |

備考

- 1 中期目標期間評価は、小(細)項目別評価の結果を基に、大(中)項目別評価、全体評価を順次導くことを基本とする。
- 2 中期計画5から8に係る項目（予算、短期借入金、財産処分、剰余金）の実績については、「財務内容の改善に関する事項」に係る中期目標の進捗状況等を評定する際の参考資料とし、小(細)項目別評価における評価項目としない。

別表第3 事業年度評価における評価基準及びその判断の目安

(要領第4-(3)-①関係)

| 区分 | 評価基準及びその判断の目安 | | | | |
|--------|---------------|----|--|--|--|
| 細項目別評価 | 評価基準 | | 判断の目安(複数の項目がある場合は、総合的に判断) | | |
| | 標語 | 評点 | 数値目標を掲げる年度計画にあっては、その達成状況が次の区分のいずれに該当するかによる(小数点以下第1位四捨五入) | 制度、仕組みの整備を目標に掲げる年度計画にあっては、その達成状況が次の区分のいずれに該当するかによる | 「取り組む(検討する)」ことを内容とする年度計画にあっては、その達成状況が次の区分のいずれに該当するかによる |
| | 年度計画を十二分に達成 | 5 | 達成度が120%以上であるとき | 制度、仕組みが整備され、当該制度、仕組みが優れた機能を発揮しているとき | 当該取組(検討)の結果、極めて優れた効果、効用が発生したとき |
| | 年度計画を十分に達成 | 4 | 達成度が100%以上120%未満であるとき | 制度、仕組みが整備され、当該制度、仕組みが実際に機能しているとき | 当該取組(検討)の結果、所期の目的を上回る効果、効用が発生したとき |
| | 年度計画を概ね達成 | 3 | 達成度が90%以上100%未満であるとき | 制度、仕組みが整備されているとき | 当該取組(検討)の結果、所期の成果を得たとき |
| | 年度計画はやや未達成 | 2 | 達成度が70%以上90%未満であるとき | 制度、仕組みの整備が、取組に向けて細部検討段階であるとき | 所期の成果を得るに至らないが、取組(検討)に向けて細部検討段階であるとき |
| | 年度計画は未達成 | 1 | 達成度が70%未満であるとき | 制度、仕組みの整備に関する取組が行われていないとき又は方向性が未定であるとき | 取組(検討)が行われていないとき又は方向性が未定であるとき |
| 小項目別評価 | 評価基準 | | 判断の目安 | | |
| | 標語 | 評点 | 各細項目の達成状況と、考慮すべき諸事情があればそれらを加味して、小項目を全体的に判断する。 | | |
| | 年度計画を十二分に達成 | 5 | 小項目内の細項目を全体的にみて、年度計画を十二分に達成していると認められるとき | | |
| | 年度計画を十分に達成 | 4 | 小項目内の細項目を全体的にみて、年度計画を十分に達成していると認められるとき | | |
| | 年度計画を概ね達成 | 3 | 小項目内の細項目を全体的にみて、年度計画を概ね達成していると認められるとき | | |
| | 年度計画はやや未達成 | 2 | 小項目内の細項目を全体的にみて、年度計画がやや未達成であると認められるとき | | |

| | | | |
|-----------|-----------------|----|---|
| | 年度計画は未達成 | 1 | 小項目内の細項目を全体的にみて、年度計画が未達成であると認められるとき |
| 大(中)項目別評価 | 評価基準 | | 判断の目安 |
| | 標語 | 符号 | <ul style="list-style-type: none"> ・中項目別評価 各中項目に係る小(細)項目別評価の評点の平均値に当該小項目のウェイトを乗じて得た数値の合計値が、次の区分のいずれに該当するかによる(小数点以下第2位四捨五入) ・大項目別評価 各大項目に係る中項目別評価の評点の平均値に当該中項目のウェイトを乗じて得た数値の合計値が、次の区分のいずれに該当するかによる(小数点以下第2位四捨五入) |
| | 中期計画の進捗は優れて順調 | s | 4.3以上 |
| | 中期計画の進捗は順調 | a | 3.5以上4.2以下 |
| | 中期計画の進捗は概ね順調 | b | 2.7以上3.4以下 |
| | 中期計画の進捗はやや遅れている | c | 1.9以上2.6以下 |
| | 中期計画の進捗は遅れている | d | 1.8以下 |
| 全体評価 | 評価基準 | | 判断の目安 |
| | 標語 | 符号 | 各大項目の評点の平均値に当該大項目のウェイトを乗じて得た数値の合計値が次の区分のいずれに該当するかによる(小数点以下第2位四捨五入) |
| | 中期計画の進捗は優れて順調 | S | 4.3以上 |
| | 中期計画の進捗は順調 | A | 3.5以上4.2以下 |
| | 中期計画の進捗は概ね順調 | B | 2.7以上3.4以下 |
| | 中期計画の進捗はやや遅れている | C | 1.9以上2.6以下 |
| | 中期計画の進捗は遅れている | D | 1.8以下 |

備考

1 細項目別評価、小項目別評価における判断の目安

評定に当たっては、必要に応じ、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項その他法人を取り巻く諸事情を考慮する。

2 大(中)項目別評価における判断の目安

- (1) 中項目の判断の目安となる値の算定に用いる各小項目のウエイト及びその考え方を評価書に記載する。
- (2) 中項目内に小項目がない場合には、中項目の判断の目安となる値を細項目評価の評点の平均値とする。
- (3) 大項目の判断の目安となる値の算定に用いる各中項目のウエイト及びその考え方を評価書に記載する。
- (4) 評定に当たっては、当該大(中)項目における判断の目安に用いる数値を基に大(中)項目全体を機械的に判断するばかりでなく、必要に応じ、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項その他法人を取り巻く諸事情を考慮する。

3 全体評価における判断の目安

- (1) 判断の目安となる値の算定に用いる大項目のウエイトは原則として次のとおりとする。
 - ① 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 0.70
 - ② 業務運営の改善及び効率化に関する事項 0.15
 - ③ 財務内容の改善に関する事項 0.10
 - ④ その他業務運営に関する重要事項 0.05
- (2) 評定に当たっては、全体評価における判断の目安に用いる数値を基に機械的に判断するばかりでなく、必要に応じ、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項その他法人を取り巻く諸事情を考慮する。

別表第4 中期目標期間評価における評価基準及びその判断の目安
(要領第4-(3)-②関係)

| 区分 | 評価基準及びその判断の目安 | | | | |
|--------|---------------|----|--|--|--|
| 細項目別評価 | 評価基準 | | 判断の目安(複数の項目がある場合は、総合的に判断) | | |
| | 標語 | 評点 | 数値目標を掲げる中期計画にあっては、その達成状況が次の区分のいずれに該当するかによる(小数点以下第1位四捨五入) | 制度、仕組みの整備を目標に掲げる中期計画にあっては、その達成状況が次の区分のいずれに該当するかによる | 「取り組む(検討する)」ことを内容とする中期計画にあっては、その達成状況が次の区分のいずれに該当するかによる |
| | 中期計画を十二分に達成 | 5 | 達成度が120%以上であるとき | 制度、仕組みが整備され、当該制度、仕組みが優れた機能を発揮しているとき | 当該取組(検討)の結果、極めて優れた効果、効用が発生したとき |
| | 中期計画を十分に達成 | 4 | 達成度が100%以上120%未満であるとき | 制度、仕組みが整備され、当該制度、仕組みが実際に機能しているとき | 当該取組(検討)の結果、所期の目的を上回る効果、効用が発生したとき |
| | 中期計画を概ね達成 | 3 | 達成度が90%以上100%未満であるとき | 制度、仕組みが整備されているとき | 当該取組(検討)の結果、所期の成果を得たとき |
| | 中期計画はやや未達成 | 2 | 達成度が70%以上90%未満であるとき | 制度、仕組みの整備が、取組に向けて細部検討段階であるとき | 所期の成果を得るに至らないが、取組(検討)に向けて細部検討段階であるとき |
| | 中期計画は未達成 | 1 | 達成度が70%未満であるとき | 制度、仕組みの整備に関する取組が行われていないとき又は方向性が未定であるとき | 取組(検討)が行われていないとき又は方向性が未定であるとき |
| 小項目別評価 | 評価基準 | | 判断の目安 | | |
| | 標語 | 評点 | 各細項目の達成状況と、考慮すべき諸事情があればそれらを加味して、小項目を全体的に判断する。 | | |
| | 中期計画を十二分に達成 | 5 | 小項目内の細項目を全体的にみて、中期計画を十二分に達成していると認められるとき | | |
| | 中期計画を十分に達成 | 4 | 小項目内の細項目を全体的にみて、中期計画を十分に達成していると認められるとき | | |
| | 中期計画を概ね達成 | 3 | 小項目内の細項目を全体的にみて、中期計画を概ね達成していると認められるとき | | |
| | 中期計画はやや未達成 | 2 | 小項目内の細項目を全体的にみて、中期計画がやや未達成であると認められるとき | | |

| | | | |
|-----------|-------------|----|---|
| | 中期計画は未達成 | 1 | 小項目内の細項目を全体的にみて、中期計画が未達成であると認められるとき |
| 大(中)項目別評価 | 評価基準 | | 判断の目安 |
| | 標語 | 符号 | <ul style="list-style-type: none"> ・中項目別評価 各中項目に係る小(細)項目別評価の評点の平均値に当該小項目のウェイトを乗じて得た数値の合計値が、次の区分のいずれに該当するかによる(小数点以下第2位四捨五入) ・大項目別評価 各大項目に係る中項目別評価の評点の平均値に当該中項目のウェイトを乗じて得た数値の合計値が、次の区分のいずれに該当するかによる(小数点以下第2位四捨五入) |
| | 中期計画を十二分に達成 | s | 4.3以上 |
| | 中期計画を十分達成 | a | 3.5以上4.2以下 |
| | 中期計画を概ね達成 | b | 2.7以上3.4以下 |
| | 中期計画はやや未達成 | c | 1.9以上2.6以下 |
| | 中期計画は未達成 | d | 1.8以下 |
| 全体評価 | 評価基準 | | 判断の目安 |
| | 標語 | 符号 | 各大項目の評点の平均値に当該大項目のウェイトを乗じて得た数値の合計値が次の区分のいずれに該当するかによる(小数点以下第2位四捨五入) |
| | 中期計画を十二分に達成 | S | 4.3以上 |
| | 中期計画を十分達成 | A | 3.5以上4.2以下 |
| | 中期計画を概ね達成 | B | 2.7以上3.4以下 |
| | 中期計画はやや未達成 | C | 1.9以上2.6以下 |
| | 中期計画は未達成 | D | 1.8以下 |

備考

1 細項目別評価、小項目別評価における判断の目安

評定に当たっては、必要に応じ、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項その他法人を取り巻く諸事情を考慮する。

2 大(中)項目別評価における判断の目安

- (1) 中項目の判断の目安となる値の算定に用いる各小項目のウエイト及びその考え方を評価書に記載する。
- (2) 中項目内に小項目がない場合には、中項目の判断の目安となる値を細項目評価の評点の平均値とする。
- (3) 大項目の判断の目安となる値の算定に用いる各中項目のウエイト及びその考え方を評価書に記載する。
- (4) 評定に当たっては、当該大(中)項目における判断の目安に用いる数値を基に大(中)項目全体を機械的に判断するばかりでなく、必要に応じ、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項その他法人を取り巻く諸事情を考慮する。

3 全体評価における判断の目安

- (1) 判断の目安となる値の算定に用いる大項目のウエイトは原則として次のとおりとする。
 - ① 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 0.70
 - ② 業務運営の改善及び効率化に関する事項 0.15
 - ③ 財務内容の改善に関する事項 0.10
 - ④ その他業務運営に関する重要事項 0.05
- (2) 評定に当たっては、全体評価における判断の目安に用いる数値を基に機械的に判断するばかりでなく、必要に応じ、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項その他法人を取り巻く諸事情を考慮する。